

岐阜北カントリー倶楽部 競技規定

岐阜北カントリー倶楽部 競技委員会

≪競技規定≫

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則及びローカルルール並びに本倶楽部の競技規定・競技細則及び附則を適用する。

2. 委員会の裁定及び委嘱等

委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。委員会は、裁定の権限を本倶楽部職員に委嘱することができる。

競技のスターター及びアテストは委員会が行う。但し、クラブチャンピオンシップ、シニアチャンピオンシップ、グランドシニアチャンピオンシップ、スクラッチ競技、理事長杯以外の競技は、本倶楽部職員に委嘱することができる。

金曜杯、Saturday シニアレディス杯、シニアレディス競技、岐阜北謝恩杯については、スターター及びアテストを行わず開催することができる。

3. 競技参加の条件と署名

スタート時間の 20 分前までに受付で署名をしなかった場合、本競技に出場する意思がなかったものとみなし、欠場として扱う。

但し、参加者からスタート時間の 20 分前までに連絡があり、スタート時間に間に合った場合は、その競技に参加することができる。ただし、このようなケースが作為的に続くようならば、電話連絡をしたとしても参加する意思がないものと見なす。また、事前連絡がなく、参加者がスタート時間に間に合い、本人の競技参加への意思表示が確認できた場合は、オープン参加として、その競技に参加することができる。この場合も、競技の心得を尊重する為に競技参加料を徴する。

4. 使用球の規格

プレーヤーの使用球は R&A 発行の最新の公認球リストに載っているものでなければならない。

この条件の違反の罰は 競技失格

5. 使用クラブの規格

- (a) プレーヤーが持ち運ぶドライバーは R&A によって発行される最新の適合ドライバーヘッドリスト(モデルとロフトで識別される)上に掲載されているクラブヘッドを持つものでなければならない。

例外：1999 年より前に製造されたクラブヘッドを持つドライバーはこの条件から免除される。

(b) ストロークを行うとき、プレーヤーは 2010 年 1 月 1 日に施行された用具規制の溝とパンチマークの仕様に適合するクラブを使わなければならない。

規則 4.1a に違反してストロークを行ったことに対する罰は 競技失格

6. 競技終了時点

本倶楽部の競技は、委員会の成績発表がなされた時点で競技終了したものとみなす。

7. プレーの中断と再開

危険な状況のためにプレーの中断、または通常の間断は信号（サイレンとカートナビ）によって伝えられる。どちらの場合も、プレーの再開は信号（サイレンとカートナビ）によって伝えられる。

次の信号がプレーの中断と再開に使われる。

- ・差し迫った危険のための即時中断：1 回の長い信号（サイレン約 30 秒間）と同時にカートナビよりサイレン発動。
- ・危険な状態ではない中断：3 回の連続する短い信号（サイレン約 10 秒を 3 回）と同時にカートナビよりメッセージ表示（チャイム音あり）
- ・プレーの再開：10 回の連続する短い信号（サイレン約 3 秒を 10 回）と同時にカートナビより再開のメッセージ表示（チャイム音あり）

注：危険な状況のためにプレーを即時中断する場合、すべての練習区域は委員会がプレーを再開するまで閉鎖される。閉鎖された練習場で練習するプレーヤーには練習を止めるように勧告し、それでも練習を止めない場合には失格となることがある。

8. キャディの使用と移動について

委員会が別途定める場合を除き、正規のラウンド中、キャディの使用を禁止する。

プレーヤーはキャディに支援してもらったその各ホールに対して一般の罰を受ける。

違反がホールとホールの間まで続く場合、プレーヤーは次のホールで一般の罰を受ける。

ラウンド中の共用ゴルフカートの使用（乗車）を認める。

カートは、共用するプレーヤーが運転（操作）することができる。

9. 不当の遅延、スロープレーについて

プレーヤーは、ホールのプレー中、またはホールとホールの間のいずれでもプレーを不当に遅らせてはならない。(規則 5.6a)

月例の A クラス及び B、C クラスにおいて、正当な理由もなく、前半のハーフ終了時に 2 時間 40 分を超え、且つ前の組から 20 分以上遅れていた場合、警告を出す。

警告された組が、後半のハーフでも 2 時間 40 分を超え、且つ前の組から 20 分以上遅れていた場合、その組は、全員 1 罰打となる。

ただし、特定のプレーヤーが遅れた原因であった場合は、そのプレーヤーのみ 1 罰打となる。

規則 5.6a の違反の罰

- ・最初の違反：1 罰打
- ・2 回目の違反：一般の罰
- ・3 回目の違反：競技失格

※但し、急病やけがの手当てのためなど委員会が正当な理由があると認めた場合、罰はない。

障害もなく気を散らすものがなく、プレーできるようになった後、40 秒以内にストロークを行うことを推奨する。

10. コールオンについて

ショートホールにおいて後続の組がティーイングエリアで待っている時には、前の組との間隔を考慮したうえで全員の球をマークして拾い上げ、競技者の判断で後続の組にティーショットを打たせることが出来るものとする。

~~尚、これに応じた後続組の各プレーヤーは自分の球が先行組のプレーの妨げになったり援助になったりするときは球を拾い上げて良いと先行組に許可を与えたものとする。~~

平成 31 年 1 月 1 日改定

令和 4 年 1 月 1 日改定

令和 5 年 1 月 9 日改定

令和 6 年 7 月 1 日改定

令和 7 年 6 月 29 日改定

《ローカルルール》

1. アウトオブバウンズ (規則 18.2)

- (a) アウトオブバウンズは白杭の柱のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。第1打がアウトオブバウンズまたは紛失球となった場合、特設ティーが設置されているホールの場合は、その特設ティーより第4打として打つことができる。但し、その競技に於いて特設ティーの使用を禁止した場合は、特設ティーを使用してはならない。
- (b) アウトオブバウンズに止まったり、そのアウトオブバウンズを超えて止まった球は、他のホールではインバウンズとなるコースの別の部分に止まったとしてもアウトオブバウンズである。

2. 異常なコース状態 (動かさない障害物を含む) (規則 16)

(a) 修理地

- (1) 青杭で囲まれているか、白線で囲まれ青杭で表示してある区域。
※白線のみで囲まれた区域は修理地ではない。
- (2) プレーヤーの球が張芝の継ぎ目にあるか、触れている場合、あるいは継ぎ目がプレーヤーの意図するスイングの区域の障害となっている場合

(i) ジェネラルエリアの球：

そのプレーヤーは規則 16.1b に基づいて救済を受けることができる。

(ii) パッティンググリーン上の球：

そのプレーヤーは規則 16.1d に基づいて救済を受けることができる。

しかし、その継ぎ目がプレーヤーのスタンスにだけ障害となっている場合、障害は存在しない。救済を受けるときは、張芝の区域の中のすべての継ぎ目は同じ継ぎ目として扱われる。そのことは、球をドロップした後にどの継ぎ目であってもプレーヤーの障害となる場合、たとえその球が基点から 1 クラブレンジス以内にある場合でも、そのプレーヤーは規則 14.3c(2)に基づいて要求されるように処置しなければならないこと(再ドロップ)を意味している。

(b) 動かさない障害物

- (1) 白線で囲まれ青杭で表示してある区域と動かさない障害物が繋がれている場合、ひとつの異常なコース状態として扱われる。
- (2) コース内にある排水路 (U字排水溝) はジェネラルエリアの動かさない障害物として扱われ、ペナルティーエリアではない。
- (3) 人工の表面を持つ道路に隣接しているU字排水溝および枕木はその道路の一部として扱う。
- ~~(4) 「動かさない障害物による障害からの救済は規則 16.1 に基づいて受けることができる。」~~

~~そうした動かせない障害物がパッティンググリーンに近接していて、プレーの線上にある場合、プレーヤーには救済を受けるための次の追加の選択肢もある：~~

~~ジェネラルエリアの球。プレーヤーは動かせない障害物が次の場合、規則 16.1b に基づいて救済を受けることができる：~~

~~•プレーの線上にある。そして：~~

~~そのパッティンググリーンから 2 クラブレングス以内にある。そして、球から 2 クラブレングス以内にある。~~

~~例外：プレーの線が明らかに不合理な場合、救済はない。~~

~~プレーヤーが明らかに不合理なプレーの線を選択する場合、このローカルルールに基づく救済はない。このローカルルールは廃止となりました~~

(c) 2本の軌道

電磁誘導カート用の 2 本の人工の表面を持つ軌道は、全幅をもってカート道路とみなす。球がこのカート道路の上（アスファルト舗装された道路は除く）にある、**または意図するスイング区域が障害となる**場合、プレーヤーは規則 16.1a に基づく救済を受けなければならない。

強制救済は球と**意図するスイング区域**のみとする。スタンスについては、カート道路なので救済を受けることができる（受けなくてもよい）

~~(d) ジェネラルエリアおよびバンカー内において、鳥または動物の糞がプレーヤーのスタンスや意図するスイング区域の妨げとなる場合には、プレーヤーはルースインペディメントとして扱うか、ゴルフ規則 16.1 による修理地として救済を受けることができる。このローカルルールは廃止となりました~~

このローカルルールの違反の罰は 一般の罰

3. 目的外グリーン（予備グリーン）

クローズド（Closed）の表示のある予備グリーンは、「目的外グリーン」とし、球が目的外グリーンに触れている、または、目的外グリーンがプレーヤーのスタンスや意図するスイングの区域の物理的な障害となる場合、目的外グリーンによる障害が生じたという。目的外グリーンにより障害がある場合、プレーヤーは球をあるがままの状態プレーしてはならない。

プレーヤーは、罰なしにゴルフ規則 13.1f を適用しなければならない。

このローカルルールの違反の罰は 一般の罰

4. ホールとホール間の練習禁止

終了したばかりのパッティンググリーン上やその近くで練習することを禁止する。

規則 5.5b は次のように修正される：2つのホールのプレーの間プレーヤーは次のことをしてはならない。

- ・終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、
- ・終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことでパッティンググリーン面をテストする。

このローカルルールの違反の罰は 一般の罰

5. ペナルティーエリア (規則 17)

- 片側だけ定められているペナルティーエリアは無限に及ぶ。
- ペナルティーエリアがアウトオブバウンズの境界に隣接している場合、そのペナルティーエリアの縁はその境界まで及び、その境界と一致する。

6. ドロップゾーン E-1

西 6 番ホール右側コンクリート部分にあるペナルティーエリアの中に球がある場合（見つかっていない球がそのペナルティーエリアに止まったことが分かっている、または事実上確実である場合を含む）、プレーヤーには次の選択肢があり、それぞれ 1 罰打で救済を受けることができる。

- ・規則 17.1 に基づき救済を受ける。または
- ・追加の選択肢として、元の球か別の球をドロップゾーンにドロップする。このドロップゾーンは規則 14.3 に基づく救済エリアである。

ローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則 14.7 a に基づく一般の罰。

7. プレー禁止区域 E-8

西 6 番ホール右側コンクリート部分にあるレッドペナルティーエリアの中は、全面プレー禁止区域である。**(赤杭に黄色のハチマキが付いている区域)**

~~球がそのペナルティーエリアの内側でそのプレー禁止区域の中にある場合、その球はあるがままにプレーしてはならず、~~

規則 17.1 e に基づいてそのプレー禁止区域による障害からの救済を受けなければならない。

平成 31 年 1 月 1 日改定
 令和 3 年 5 月 1 日改定
 令和 4 年 1 月 1 日改定
 令和 4 年 4 月 1 日改定
 令和 5 年 1 月 9 日改定
 令和 6 年 7 月 1 日改定
令和 6 年 10 月 27 日改定

≪競技細則≫

1. 本競技細則の運用に関する一切の事項は、競技委員会が決定する

2. ストロークプレーの競技は、次の条項により行う

- 1 競技参加者はスタート時間までにプレーができる状態で、スタートティーに到着していなければならない。
- 2 競技参加者が2組（6名）に満たない場合、競技は不成立とする。
- 3 競技は通常3人又は4人組で行い、その組のハンディキャップが合計で次の数を越えないこととする。但し、委員会がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

3人組 H'c p (90) 4人組 H'c p (100)

- 4 競技参加者は、ハンディキャップを有せざる者並びに競技不参加者とプレーしてはならない。またアテスターは同伴競技者でN.Rでない会員に限る。

この規則の違反の罰は、競技失格

- 5 スコアをN.Rした場合、次回の入賞を認めない。
途中棄権した場合、棄権したホールまでのスコアを明示し、カードの提出を行うものとする。その状態により、委員会にて適宜の処置をとる場合がある。
- 6 順位がタイとなった場合は、マッチングスコアカード方式（別に定める決定方法）により決定する。
ただし、クラブチャンピオンシップ、シニアチャンピオンシップ、グランドシニアチャンピオンシップ、スクラッチ競技の優勝者は、プレーオフにて決定する。
- 7 倶楽部競技において、故意にスコアカードを未提出とした場合、その競技者は3ヶ月間全ての倶楽部競技会への出場を停止とする。
- 8 3ヶ月以上の当倶楽部競技への不参加者は優勝のみ権利を失い、その権利は次順位の者へ移る。ただし、スクラッチ競技及びダブルペリア方式の競技を除く。

例外：天候により参加登録していた競技が中止になった場合は、その月をカウントしないこととする。（この例外は、降雪による競技中止が決定した時点で参加登録をしていた者に限る。）

また、岐阜北カントリー倶楽部以外で取得したハンディキャップにより、最初に倶楽部競技会に出場した者は優勝のみ権利を失い、その権利は次順位の者へ移る。ただし、スクラッチ競技及びダブルペリア方式の競技を除く。

3. 委員会においてやむを得ないと認めた場合は、本細則施行に当たり適宜の処置をとることがある

平成 27 年 3 月 22 日改定

令和 4 年 1 月 1 日改定

＜附 則＞

- I. 競技日程中◎印の競技は、2週間前までに申込みことを要す。但し、空きがある場合はこの限りではない。組合せ発表後は定員以内であっても組数は増やさないこととする。組合せ及びスタート時刻は委員会において決定の上通知する。尚、各競技の定員を次の通りとする。
- スクラッチ競技 40 名 理事長杯 60 名 シニアチャンピオンシップ 24 名 グランドシニアチャンピオンシップ 20 名 クラブチャンピオンシップ 40 名
- II. 予選競技において、競技参加人数が予選通過人数以下の場合は、予選通過人数を次の通りとする。
- 参加 16 名以下は予選通過 12 名、参加 12 名以下は予選通過 8 名、参加 8 名以下は予選通過 4 名。
- III. クラブチャンピオンシップの競技出場資格は、ハンディキャップ 14 以下とする。
- IV. 理事長杯の競技出場資格は、ハンディキャップ 25 以下とし、26 以上の者も 25 として参加することが出来る。
- V. 月例競技は次のように区分する。
- A クラス ～12
B クラス 13～18
C クラス 19～
- VI. 他倶楽部でハンディキャップの変更がある場合は、速やかに委員会に通告しハンディキャップの変更決定を受けなければならない。これを怠った場合は、競技失格とする。
- VII. 前日の正午からの取消し及び無断欠席の場合は、競技参加料も徴する。
- VIII. シニア競技の参加資格は、満 60 才以上とする。
グランドシニア競技の参加資格は、満 70 才以上とする。
- IX. 満 70 才以上はゴールドマーカ―、満 75 才以上は赤マーカ―、満 90 才以上はピンクマーカ―よりプレーすることが出来る。
また、女性は赤マーカ―（満 70 才以上はピンクマーカ―）を使用する事ができる。
もしくは、従来のハンディキャップに加算して、同じティーマーカ―または、白マーカ―よりプレーすることが出来る。
但し、**競技規定により定めた競技を除く。**

令和 4 年 1 月 1 日改定

令和 6 年 7 月 1 日改定

《注意事項》

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、スターティング場所及びクラブハウス内掲示板に掲示して告示する。
2. 練習は指定練習場にて行うこと。
3. パッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とする。
4. 委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しないと判断した競技者の参加資格を取り消すことができる。
5. 指定スタート時刻 5 分前には必ずティグラウンド周辺に待機すること。
6. 安全上・健康上、プレー中は必ずキャップを着用すること。着帽をしない場合は、競技会への出場を禁止する。ハウス内では脱帽のこと。
また、襟付きスポーツシャツまたはタートルネックシャツを着用すること。
(Tシャツ等に類似した襟の無いものは不可。)

平成 27 年 7 月 1 日改定

平成 28 年 5 月 29 日改定

平成 29 年 5 月 1 日改定

平成 30 年 4 月 30 日改定

平成 31 年 1 月 1 日改定

令和 2 年 7 月 12 日改定

令和 3 年 5 月 1 日改定

マッチングスコアカード方式の勝者の決定方法

- ① 最後のラウンドのベストスコアに基づいて勝者を決定する
タイのプレーヤーたちの最後のラウンドのスコアが同じであった場合、
または、その競技が1ラウンドで成立している場合

- ② 最後の9ホール

- ③ 最後の6ホール

- ④ 最後の3ホール

- ⑤ 18番ホールのスコア

それでもタイの場合

- ⑥ 前半の9ホールの最後の6ホール

- ⑦ 前半の9ホールの最後の3ホール

- ⑧ 前半の9ホールの最終ホール

それでもタイの場合

勝者をくじ（コイントスなど）で決める

ハンディキャップについて

最後の9ホール、最後の6ホール、最後の3ホールについて、ハンディキャップの1/2、1/3、1/6などを、そうしたホールについてのスコアから差し引く

岐阜北カントリー倶楽部

倶楽部競技行動規範

岐阜北カントリー倶楽部 競技委員会

ゴルフ規則 1. 2 b により、岐阜北カントリー倶楽部委員会（以下：委員会と称する）が運営する競技における独自の基準として、本規範を採用する。

【重大な非行と判断するケース】

1. JGA発行オフィシャルガイド（1. 2 a / 1）に明記されている「重大な非行とみなされる可能性が高いプレーヤーの行動」に1以上該当するような行動を取った場合。
2. 別途規定する服装規定を遵守せず、委員会からの是正指示にも従わなかった場合。
3. 受け入れられない行動を取ったと委員会が判断した場合
（受け入れられない行動の例）
 - ・ コースの保護をしなかったり、クラブやコースを乱暴に扱ったりする。
 - ・ 他のプレーヤー、競技委員への失礼な態度や受け入れられない言動。
 - ・ 円滑な競技運営のための委員会の協力要請に対し合理的理由もなく無視または拒否する。
 - ・ ローカルルールの注意事項に反する行動。
 - ・ 無届での競技会欠場やスコアカードの改ざんなど、ゴルファーとしてあるまじき行為。
4. その他、上記と同等の行為であると委員会が認めた場合。
全ての場合において、委員会は当該競技の競技委員長を含む委員会が、プレーヤー本人および他のプレーヤーからの意見聴取を行った後、事実認定を行う。

【罰の段階】

上記 1. に該当すると委員会が判断した場合、失格とする。
それ以外の場合は最初の違反は「警告」とする。2 回目以降の違反は「1 打罰」「一般の罰」「失格」を段階として、委員会がその重度を判断し罰を課す。
このような警告等が度重なる場合「競技の出場停止」とし、「競技の出場停止」については〔委員会の定める一定期間〕〔委員会が認めるまでの間〕〔永久〕とする。

以 上

岐阜北カントリー倶楽部

服装規定

岐阜北カントリー倶楽部 エチケツト委員会

この規定に違反があった場合、初回は注意し着替えてもらうことが望ましい。注意の上なお改まらない場合、委員会は競技中を含めいつでも競技参加者の参加資格を取り消すことができる。

【来場時】

1. ハウス来場時には、必ず上着（スーツ・ブレザーなど）を着用のこと。
〔但し酷暑期を除く（6月～9月）〕
2. 下記の1以上にあてはまる服装および履物での来場を禁止する。
Tシャツ（類似した襟のない服を含む）、ジーンズ、スウェット、ジャージ、サンダル（つっかけ含む）

【コース内・プレー中】

1. 安全上・健康上、プレー中は必ずキャップを着用すること。着帽をしない場合は、競技会への出場を禁止する。ハウス内では脱帽のこと。
2. 襟付きスポーツシャツまたはタートルネックシャツを着用すること。
（襟は2センチ以上あるもの。シャツ等に類似した襟の無いもの、小さいものは不可。）
3. 下記の1以上にあてはまる服装については、会場倶楽部に確認のこと。
 - ・ 短パン着用時のソックス着用
 - ・ 袖なし服（ノースリーブ、タンクトップ）でのプレー
 - ・ アンダーウェア（機能性素材）の露出但し、アンダーウェアだけを着用しての来場およびプレーは不可。
4. 汗拭きタオルはカートに入れるか、バッグに掛けておくこと。首に巻く、肩に掛ける、腰に下げる、またはそれに類似する行為を行わないこと。

以上